購入馬匹募集要項

1 目的

この要項は、令和8年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会に向けた馬術競技の競技力向上を図るため、競技用馬匹を購入することとし、その募集に関し必要な事項を定めるものである。

2 購入馬匹の概要

(1) 仕様書

別添「馬匹仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(2)納入期限

令和7年3月19日(水)

(3) 予算上限額

障害飛越競技用馬匹(1頭) 370万円

※ この金額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに 留意すること。また、対象となる経費等の詳細については、仕様書を確認する こと。

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国及び地方自治体の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立て、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破 産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている 者でないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動、若しくは、政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持、又は反対する目的の団体でないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

4 競技用馬匹提示書等の提出について

- (1) 提出物
 - ①競技用馬匹提示書(以下「馬匹提示書」という。) 1部 仕様書及び記入例を参考に作成すること。
 - ②馬匹の写真 正面、横、後ろの各1枚ずつ
 - ③馬匹の映像

実際に競技している様子及び速歩での前・後からのアングルを3分間程度撮影し、DVD-R等に収めたもの。

④健康手帳の写し

所有者歴、個体識別票及び各種予防接種歴3年分が記載された頁

⑤レポジトリー検査(四肢レントゲン、上部気道内視鏡動画)、 前肢のエコー検査(Level 1A~3Cにおける sagittal Scan 及び cross-section Scan 浅屈腱、深屈腱、支持靭帯、繋靭帯等)

※②~⑤については、いずれも馬匹提示書提出時現在のものとする。

⑥見積書 1部(消費税及び地方消費税、馬匹の検査費用、その他必要な経費を 含めたもの)

なお、納入場所までの輸送費は予算上限額に含めず、輸送費のみを積算した見積 書を別に1部提出すること。

(2) 提出期限

令和7年2月3日(月)17時まで(必着)

(3) 提出方法

郵送

※書留郵便で郵送するとともに、書類を郵送した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先

下記 10 のとおり

(5) その他

書類作成担当者の氏名、電話番号、メールアドレスがわかる書類(様式任意、名刺可)を同封すること。

5 購入馬匹の選定について

- (1)審査方法
 - ①有識者等で構成された購入馬匹審査会(以下「審査会」という。)の審査員が種目 ごとかつ馬匹提示書ごとに審査を行う。馬匹提示書を提出した者(以下「提示業 者等」という。)の審査会への参加は不可。
 - ②審査員は審査基準に基づき点数で馬匹を審査し、審査員全員の合計点数が最も高い馬匹で、かつ1位配点とした審査員が最も多い馬匹を「購入候補馬匹」として選定する。

ただし、審査員全員の合計点数が最も高い馬匹と、1位配点とした審査員が最も 多い馬匹が異なる場合には、全審査員において協議の上、馬匹を選定する。

- ③審査員全員の合計点数の平均点が 60 点未満の場合は、当該馬匹を購入候補馬匹と して選定しない。
- (2)審査基準

別表「購入馬匹審査会審査基準」のとおり

- (3)審査結果の通知
 - ①審査会終了後、全ての提示業者等に書面により審査結果を通知する。
 - ②審査の経過等、審査に関する問合せには応じない。

6 契約手続

- (1)購入候補馬匹として選定された提示業者等と県教育庁スポーツ健康課との間で、 経費等について協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) 代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 購入候補馬匹として選定された提示業者等が特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。なお、この場合は、次順位の馬匹を購入候補馬匹とする。ただし、審査員全員の合計点数の平均点が60点以上であった時に限る。

7 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 馬匹提示書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 見積額が予算上限額を超えた場合
- (3) その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったと認められる場合

8 スケジュール

1	公告開始	令和7年1月7日(火)
2	馬匹提示書提出期限	令和7年2月3日(月)17時(予定)
3	購入馬匹審査会開催	令和7年2月21日(金)
4	審査結果通知	令和7年2月下旬
(5)	契約締結	令和7年3月上旬
6	馬匹納入期限	令和7年3月19日(水)

9 その他

- (1)提示業者等は、馬匹提示書の提出をもって、本募集要項等の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 購入馬匹として選定されなかった場合、馬匹の検査費用及びその他必要な経費については提示業者等が負担すること。
- (3) 提出された馬匹提示書等の提出物は返却しない。
- (4) 馬匹の提示は各購入馬匹につき1頭とし、提出後の差替、修正及び再提出は、原則として認めない。

10 問合せ先・馬匹提示書提出先

青森県教育庁スポーツ健康課競技力向上対策室 担当:三上、村田

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

TEL: 017-734-9924 FAX: 017-734-8275 E-mail: kyougiryoku@pref.aomori.lg.jp